

(整理番号 2317)

茨城地方最低賃金審議会

茨城県計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業専門部会

第 3 回 議 事 要 旨

非 公 開

| | | |
|---------|---|-----------------------|
| 開 催 日 時 | 令和 5 年 10 月 27 日 | 10時00分 ～ 12時30分 |
| 出 席 状 況 | 公益を代表する委員 | 出席 3 人 定員 3 人 |
| | 労働者を代表する委員 | 出席 3 人 定員 3 人 |
| | 使用者を代表する委員 | 出席 3 人 定員 3 人 |
| 主 要 議 題 | (1) 金額審議 (2) その他 | |
| 議 事 要 旨 | <p>○主な審議事項 (1) 金額審議</p> <p>【第5次金額提示】 労側：1, 007円（現行961円より46円 引上げ） 使側： 996円（現行961円より35円 引上げ）</p> <p>【第6次金額提示】 労側：1, 005円（現行961円より44円 引上げ） 使側： 998円（現行961円より37円 引上げ）</p> <p>第6次金額提示を行い、さらに公労、公使による協議を行ったが、意見の一致には至らなかった。 このため、公益見解として41円引上げの時間額1, 002円を提示し、採決したところ全会一致となった。 以上により最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、答申となった。</p> <p>(2) その他 茨城県電気・精密機械器具製造業における特定最低賃金専門部会の廃止について了承された。 事務局から今後の改正等の日程について説明が行われた。</p> | |